
静岡県における
障害者スポーツセンター基本計画

令和7年2月

静岡県

目 次

第1章 目的・位置付け	1
1 本計画の目的・位置付け	1
第2章 基本構想の概要（本県における障害者スポーツセンター整備の在り方）	2
1 本県のパラスポーツ振興の目標と基本認識	2
（1）障害者スポーツの振興は、共生社会の実現に寄与するもの	2
（2）本県の特性等を踏まえた障害者スポーツセンターの整備・運営を目指す	2
2 障害者スポーツセンターに期待される機能及び人材、施設・設備	3
3 想定される整備パターン	4
4 地域資源との連携イメージ	4
第3章 静岡型障害者スポーツセンター	5
1 静岡型障害者スポーツセンターの全体像	5
（1）静岡型障害者スポーツセンターとは	5
2 既存施設ネットワーク	6
（1）ネットワークの構成	6
（2）ネットワークの構築	6
3 事務局	6
（1）機能	6
① 情報拠点	7
② 人材育成	8
③ 地域活動支援	9
（2）人員	12
（3）場所	12
4 施設利用促進	13
5 その他	13
第4章 障害者スポーツセンターの業務開始に向けたスケジュール	15
参考資料	17
1 ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムワーキンググループ設置要綱	19
2 ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループの概	21

第1章 目的・位置付け

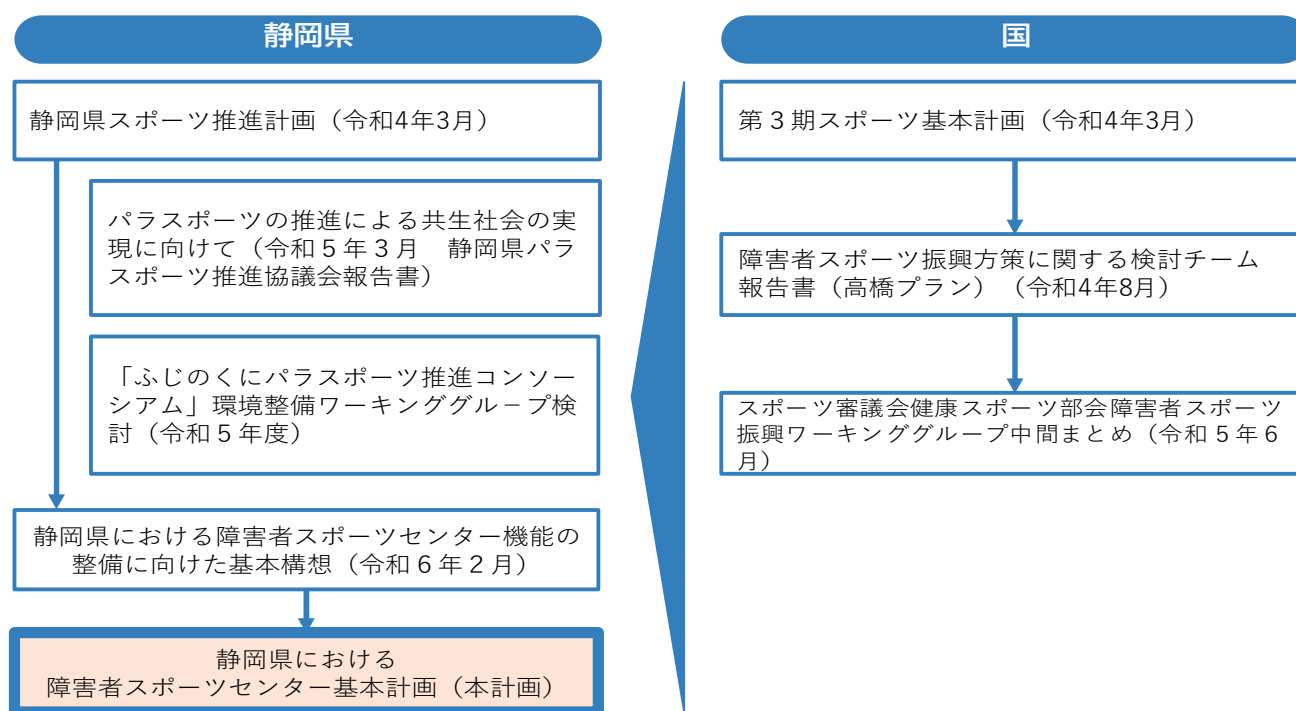
1 本計画の目的・位置付け

東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、国により「第3期スポーツ基本計画」や「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）」がまとめられ、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の必要性が再認識されている。また、令和5年6月には、「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ（以下、「中間まとめ」という。）」がとりまとめられ、広域レベル（都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル）ごとに「障害者スポーツセンター」を1つ以上整備していくことが推進されている。

静岡県（以下、「本県」という。）においても「静岡県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを通じた共生社会の実現のため障害者スポーツの振興に向けた取組を行っており、障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境を創るために、令和4年度には有識者による「静岡県パラスポーツ推進協議会」において取組の報告書がまとめられ、さらに令和5年度には「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループ」の議論を踏まえて、「静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定した。

本計画は、関連計画及び本県における協議会の検討成果、コンソーシアム環境整備ワーキンググループにおける検討を踏まえ、基本構想をもとに、本県における障害者スポーツセンターの全体像及び事務局に置く機能の対応や想定される取組を示すものである。

図表1 本計画の位置づけ（令和7年2月時点）



「障害者スポーツ」と「パラスポーツ」の名称について

「障害（がい）者スポーツ」と「パラスポーツ」という名称について、未だ混在して使用される状況にあるが、「パラスポーツ」という言葉の使用が今後増えていくことが想定されることから、本計画においては、固有名詞として使用するもの以外は、原則として、「パラスポーツ」という言葉を使用する。

本計画においては、「障害者スポーツ」及び「パラスポーツ」いずれも、すべての障害種を対象とする。

第2章 基本構想の概要(本県における障害者スポーツセンター整備の在り方)

1 本県のパラスポーツ振興の目標と基本認識

(1) 障害者スポーツの振興は、共生社会の実現に寄与するもの

障害者スポーツの振興は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会を実現することに通じ、そのために、合理的配慮の考え方を前提に、障害のある人の施設利用や活動参加に関する障壁を取り除き、すべての人が身近なところでスポーツを実施できる環境が必要になる。

障害者スポーツ振興施策の展開は、あらゆる人がスポーツに参加できる環境の整備に寄与し、こうしたスポーツ環境を実現することで、社会の多様性が確保され、新たな交流や価値の創造にもつながり、共生社会の実現に加えて、QOLを高めることやWell-beingの実現にも資することになる。

障害者スポーツ振興施策の展開にあたっては、健常者と障害のある人のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、国、地方公共団体、スポーツ団体及び民間企業等が連携して持続可能な形で推進する体制を構築する必要がある。また、スポーツへのアクセスに困難がある人に対するアクセスの改善に向けて、場にとらわれないスポーツの推進やDX等の活用も含め、多面的に取り組むことも肝要である。

こうした取組を入口に、障害のない人とある人がともに楽しむ多様なスポーツ活動が展開され、スポーツを通じた共生社会が実現すると考える。

(2) 本県の特徴等を踏まえた障害者スポーツセンターの整備・運営を目指す

(1)のような環境を実現するためには、すべてのスポーツ施設やスポーツクラブにおいて、アクセスしやすい環境を整備することや、すべての人に対して障害のある人の施設利用に係る理解を促すことなど、幅広い取組が必要になる。これらを総合的に進めていくために、地域で障害者スポーツの取組を支える機能(＝障害者スポーツセンター)を着実かつ計画的に整備することが重要である。

障害者スポーツセンターは、地域の中心となって、障害のある人の身近なスポーツ環境の整備を支援する障害者スポーツ振興の拠点であり、障害者スポーツの普及に関する様々な機能を有するものである。本県の特徴やパラスポーツの現状及び課題、障害者スポーツセンターの在り方の検証を踏まえ、本県が真に必要なとする障害者スポーツセンター機能の整備・運営を目指す。

なお、令和5年6月にスポーツ庁がとりまとめた「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ(以下、「中間まとめ」という。)」によると、「障害者スポーツセンターとは、単に障害者専用又は優先スポーツ施設を表すものではなく、県域全体に障害者スポーツの普及等を行う、幅広い機能を持ったより包括的なものを表す。こうした障害者スポーツセンターを中心に県全体での障害者スポーツ振興を実現するために、次の3点を基本方針として定める。

基本方針 1	障害のある人が、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境を整備する
基本方針 2	県、市町、民間の既存施設や新設予定施設等を活用し、相互に補完し合う仕組みを検討する
基本方針 3	県、市町、関係団体、民間等が連携して、障害のある人のスポーツ活動を支援する仕組みを検討する

2 障害者スポーツセンターに期待される機能及び人材、施設・設備

「障害者スポーツセンター」は、国の中間まとめによれば、単に障害者専用又は優先スポーツ施設を表すものではなく、県域全体に障害者スポーツの普及等を行う、幅広い機能を持ち、高い専門性を持つ人材と拠点となる施設を含んだ、より包括的なものを表すとされている。

具体的には、下表のとおり障害者スポーツセンターに期待される機能及び必要な人材や施設・設備を備えることが求められている。

図表 2 障害者スポーツセンターに期待される機能及び必要な人材、施設・設備

■障害者スポーツセンターに期待される機能	
●ネットワーク機能	・医療関係者、学校関係者、社会福祉施設関係者等との連携 ・障害者スポーツ団体、スポーツ団体、スポーツ施設等との連携 ・義肢装具士等との連携 等
●情報拠点機能	・スポーツ実施を促すための情報発信 ・地域のスポーツクラブの活動状況等に関する情報収集及び提供 ・アスリートの競技大会における活躍状況等の情報収集及び発信 ・競技力を求める障害のある人向けの情報収集及び提供 ・視覚障害、聴覚障害、知的障害等を有する利用者のための情報保証 等
●人材育成 ・関係者支援機能	・スポーツ関係者、教職員等、医療関係者等に対する知見等の提供 ・地域の障害者スポーツ振興を支える人材の育成及び派遣 ・「ともに」スポーツを楽しむ機会の創出のための、ノウハウの提供、企画の支援、人材の派遣 等
●指導・相談機能	・スポーツをこれから始める人に対する安全に配慮した指導 ・施設内で行うスポーツ教室や地域へ出張教室、指導者派遣 ・地域の活動拠点を探すための指導助言 ・スポーツ無関心層のニーズの掘り起こし、啓発、普及活動 ・必要な用具等の貸し出し、保管 ・スポーツ用具や装具のフィッティング、調整、修理等のサポート 等
■障害者スポーツセンターに必要な人材、施設・設備	
●人材	・日常的なスポーツ指導にあたる専門の指導員を定常的に配置していること ※障害の特性や配慮事項等を踏まえた安全・安心で、障害のある人一人一人に合わせた多様な指導ができることが期待される ・関係者と連携するためのコーディネーターを定常的に配置していること
●施設・設備	・原則として体育室、プール、トレーニング室等が設置されていること ・施設がユニバーサルデザイン化されていること 例：身体障害のある人等のためのトイレ、更衣室、音声や光で緊急事態や避難誘導を知らせる装置、用具の保管庫等

出所：スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ・中間まとめ」をもとに作成

3 想定される整備パターン

国の中間まとめを踏まえ、障害者スポーツセンターに期待される「機能」、必要な「人材」「施設・設備」を備える整備パターンとして、「単独施設型」または「複数施設連携型」を想定する。

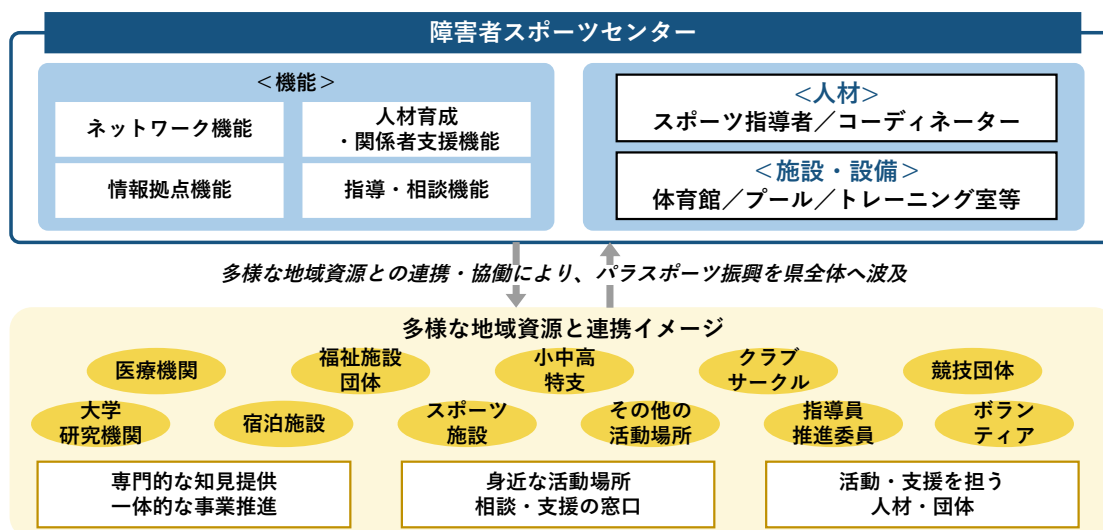
図表3 障害者スポーツセンターの整備パターンとメリット・デメリット

類型	パターン1（単独施設型）	パターン2（複数施設連携型）
概要	■ 1つの施設で「機能」「人材」「施設・設備」の全てを備えている	■ 複数施設で「機能」「人材」「施設・設備」の機能を担う
概念図		
～メリット・デメリットの比較～		
メリット	■ すべての機能・サービスが集約されており、様々なニーズに対応可能で利用しやすい ■ 知見、ノウハウの蓄積や集約がしやすい ■ 象徴的な施設にすることが可能	■ 複数施設が役割を担うことで、多様な利用ニーズに対応していくことが可能 ■ 知見、ノウハウの離れた地域への展開も可能 ■ 既存施設の活用により、整備コストを抑えることが可能
デメリット	■ 施設から遠い方はサービスを享受しにくい ■ 知見、ノウハウを施設から離れた地域へ展開しにくい ■ 既存施設の大規模改修や新規施設整備が必要であり、整備コストが大きい	■ 単独施設型に比べ、知見、ノウハウの蓄積や集約がしにくい
備考	■ 東京、横浜等全国26の障害者スポーツセンターは全て単独施設型（令和6年2月時点） ■ 本県では存在しないため、整備する場合新設となる	■ 全国で事例なし ■ 本県の既存施設を活用することで整備が可能

4 地域資源との連携イメージ

県全体の総合的なパラスポーツ振興に向けては、障害者スポーツセンターを中心に様々な地域資源と連携・協働することによって、パラスポーツへの入口や接点を拡充するとともに、より身近な地域・場所で障害者スポーツセンターの機能を享受できる環境を整備することが重要になる。

図表4 障害者スポーツセンターと地域資源との連携イメージ



第3章 静岡型障害者スポーツセンター

1 静岡型障害者スポーツセンターの全体像

(1) 静岡型障害者スポーツセンターとは

新たな施設を整備するのではなく、障害のある人が身近な地域で活動できるよう、県、市町、民間の既存のパラスポーツで利用されている施設をつなぐ静岡型の「既存施設ネットワーク型」とする。

① 既存施設ネットワーク

障害のある人を分け隔てなく受け入れ、パラスポーツ利用がされている既存の県、市町、民間施設で構成する。

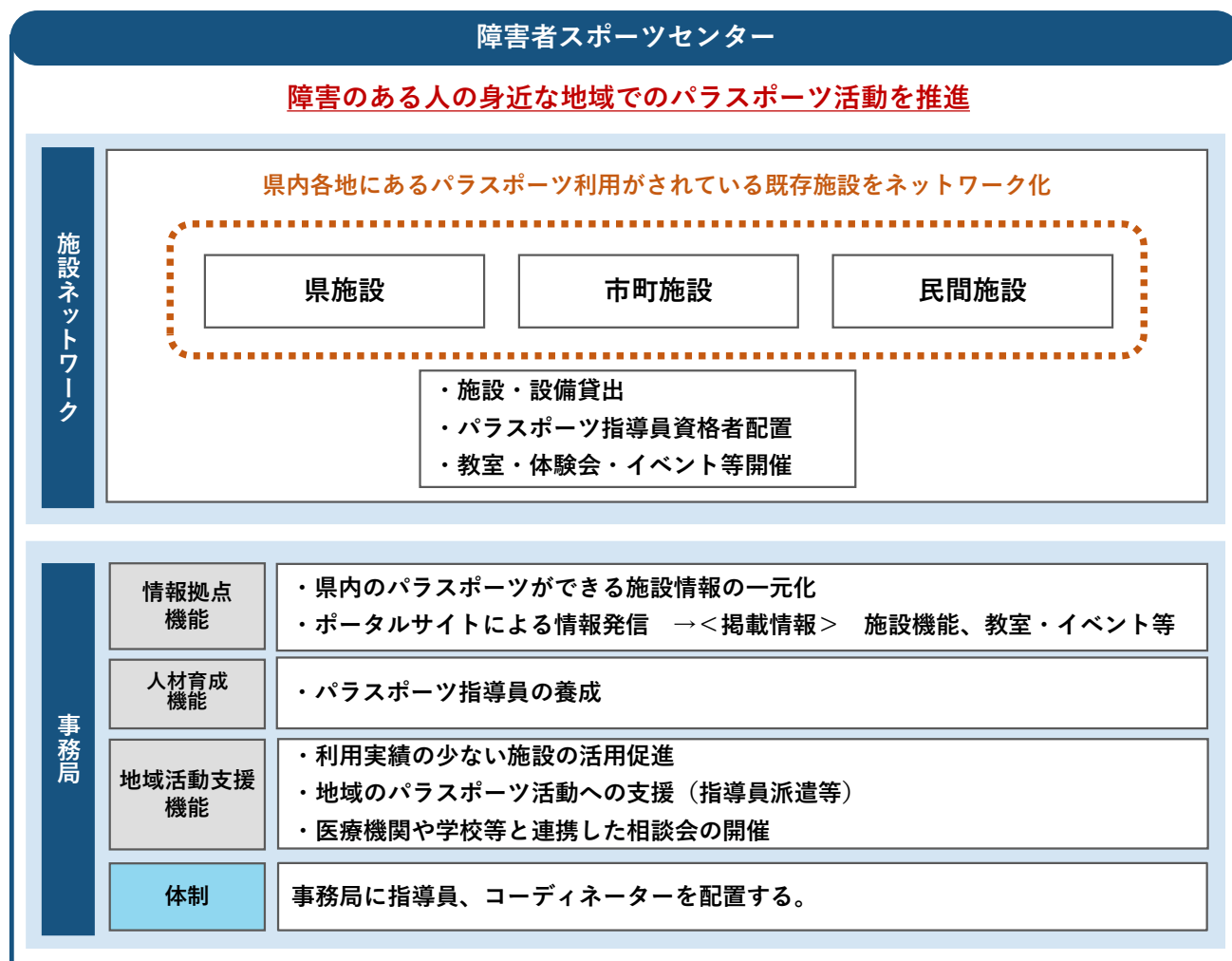
② 事務局

障害者スポーツセンターに必要な「情報拠点」「人材育成」「地域活動支援」の機能を運用するための人材を配置した事務局を設置する。

③ 施設利用促進

利用団体や支援者との連携・調整により、県内各地にある障害者スポーツセンターの構成施設の利用促進を図り、障害のある人の身近な地域でのパラスポーツ活動を推進する。

図表5 静岡型障害者スポーツセンターの全体像

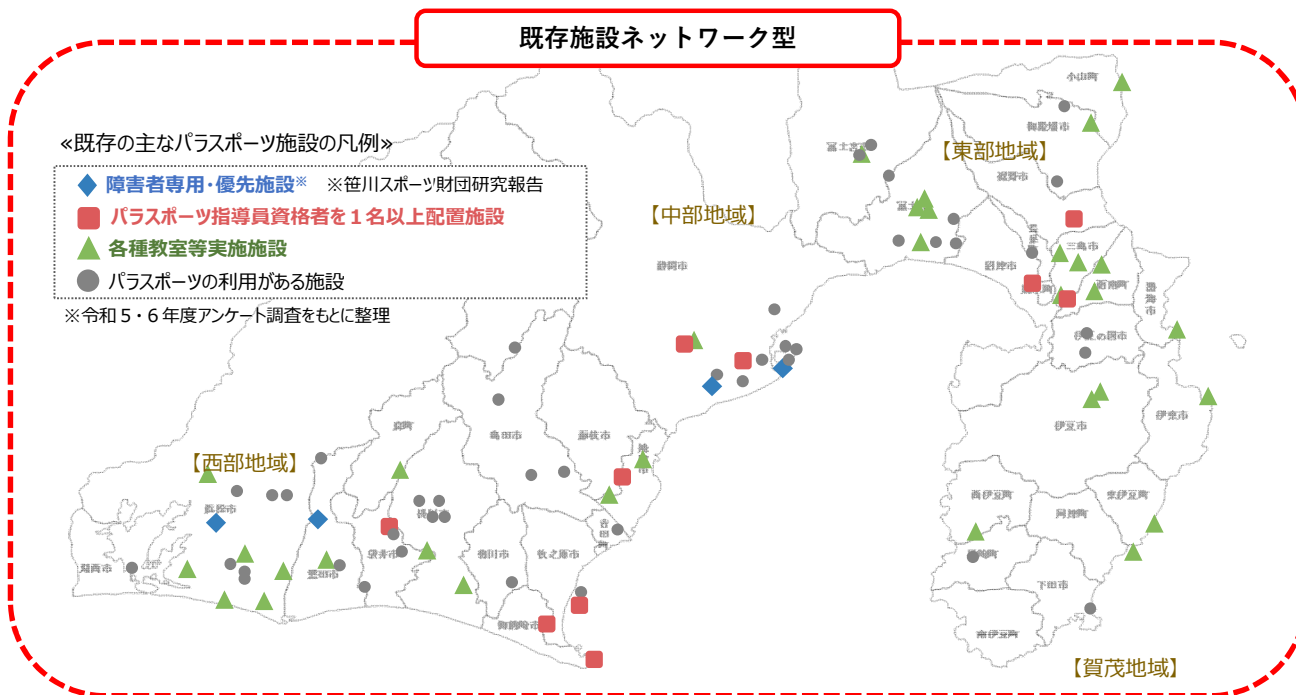


2 既存施設ネットワーク

(1) ネットワークの構成

ネットワークは、障害のある人を分け隔てなく受け入れ、県内各地のパラスポーツ利用がされている、既存の県、市町、民間の施設で構成する。

図表6 「既存施設ネットワーク型」の障害者スポーツセンターのイメージ



(2) ネットワークの構築

県内にある市町や民間のパラスポーツ利用がされている施設のネットワーク構築のため、市町や民間事業者との調整を行う。

- ・ 静岡型障害者スポーツセンター基本計画の説明
- ・ 施設等情報データベース構築への協力依頼
- ・ 施設ネットワークへの参画依頼

3 事務局

(1) 機能

障害者スポーツセンターに、必要な人材を備えた事務局を設置し、「情報拠点」「人材育成」「地域活動支援」の機能を置く。

▼障害者スポーツセンター事務局の機能

機能	内容
情報拠点	■ 県内のパラスポーツができる施設情報の一元化 ■ ポータルサイトによる情報発信 → (掲載情報) 施設機能、教室・イベント等 ■ 施設間での定期的な意見交換
人材育成	■ パラスポーツ指導員の養成
地域活動支援	■ 利用実績の少ない施設の活用促進 ■ 地域のパラスポーツ活動への支援 (利用団体と支援者のマッチング) ■ 医療機関や学校等と連携した相談会の開催

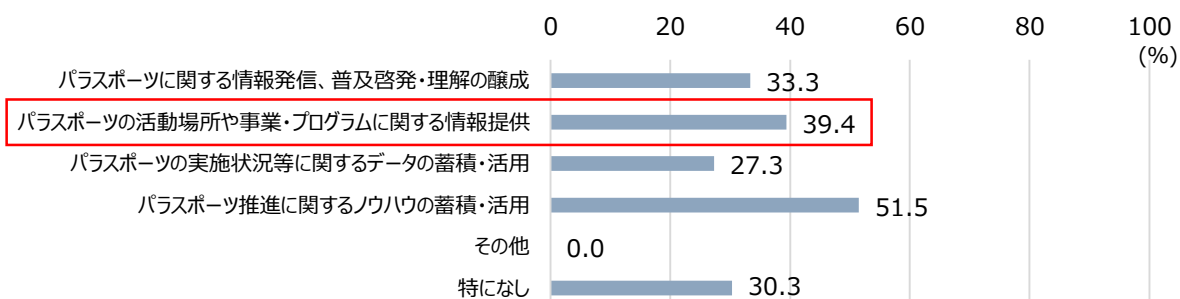
① 情報拠点

■ 県内のパラスポーツができる施設情報の一元化及び発信

【現状・課題】

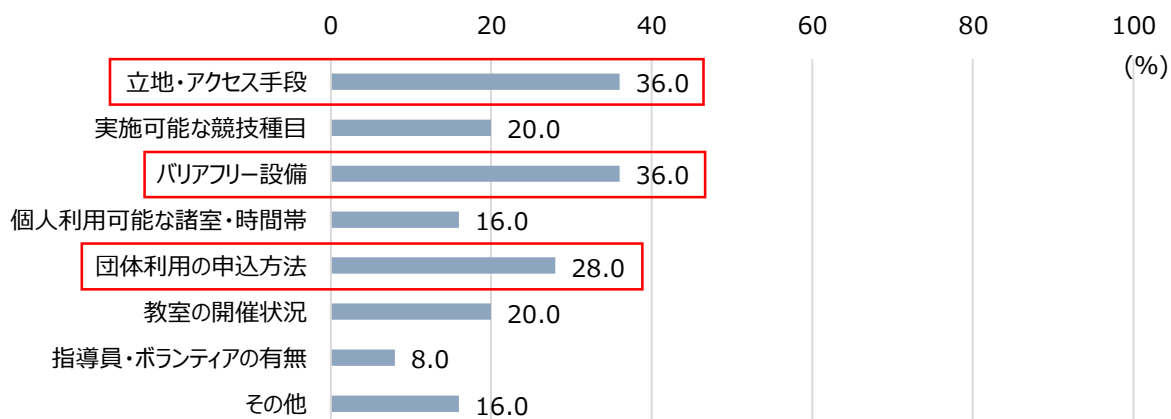
- ・ 令和5年11月に「ふじのくにパラスポーツ情報センター」が設立され、県内のパラスポーツに関する情報（競技団体・活動団体、教室・イベント、各種支援メニュー等）が発信されている。
- ・ 市町アンケートの今後実施したい情報受発信の取組では、「パラスポーツ推進に関するノウハウの蓄積・活用」に次いで、「パラスポーツの活動場所や事業・プログラムに関する情報提供」が挙げられている。
- ・ 競技団体・活動団体アンケートの利用可能施設に関して必要な情報では、「立地・アクセス手段」、「バリアフリー設備」、「団体利用の申込方法」が求められている。
- ・ 競技団体・活動団体へのヒアリング結果でも、施設の実施可能種目、設備、予約方法等の情報が必要との意見が出ている。

●【令和5年度市町アンケート】情報受発信の取組（今後実施したい取組）※あてはまるものすべて（n=33）



●【令和6年度競技団体・活動団体アンケート】利用可能施設に関して必要な情報 ※3つまで（n=25）

- ・ 「立地・アクセス手段」、「バリアフリー設備」、「団体利用の申込方法」など、施設の立地、設備情報、利用方法を求める意見が多い。



●【令和6年度競技団体・活動団体ヒアリング結果】必要な情報

- ・ 施設の実施可能種目、設備（駐車場、空調、多目的トイレの有無等）、予約方法、予約状況（各市町システムのURL）の情報が必要という意見であった。

【対応】

- ・ ふじのくにパラスポーツ情報センターの機能との整理、役割分担を行い、県内のパラスポーツ利用ができる施設に関する情報を一元的に集約・整理し、誰もが利用しやすい形で発信する。

【想定される取組】

- ・ 県内のパラスポーツ利用ができる施設に関する情報を集約・整理する。また、その情報を各施設管理者が継続的・定期的に更新できる仕組みを構築する。なお、継続的・定期的な情報の更新のための施設間での定期的な意見交換を実施する。
- ・ 集約・整理した情報を基に、パラスポーツ利用ができる施設に関する、地域、実施可能種目、設備等で検索できるポータルサイトを構築し利用団体の活動を支援する。
- ・ また、施設で行われている教室等の活動に関する情報を追加していくなどサイトの充実を図る。

▼パラスポーツ施設ポータルサイトの情報例

施設の基本情報	■ 地域（立地、アクセス手段 など） ■ 実施可能種目 ■ 設備（駐車場、空調、多目的トイレの有無 など） ■ 予約方法、予約状況（各市町予約システムの URL など）
施設で行われている教室等の情報	■ 種 類（教室、練習会、体験イベント、 など） ■ 種 目（陸上、水泳、フライングディスク、ボッチャ など） ■ 日 程（開催日、時間、期間 など） ■ 対象者（障害の内容、年齢制限の有無、経験の有無 など） ■ 連絡先（参加申込みの連絡先、問合せ先 など）

② 人材育成

■ 指導員・ボランティアの育成・資質向上

【現状・課題】

- ・ 身近な地域でのパラスポーツ活動の推進のためには、指導員やボランティアの役割が重要である。
- ・ 公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会及び静岡県障害者スポーツ指導者協議会が、毎年度、初級パラスポーツ指導員養成講習会を実施しており、県内の初級パラスポーツ指導員登録者数は、近年 800 人台で横ばいに推移している。（令和 6 年 12 月末時点で 882 人が登録）
- ・ ふじのくにスポーツボランティアの登録数は、令和 7 年 1 月末時点で 700 人であり、目標数 750 人の 9 割まで達している。
- ・ 市町アンケートの今後実施したい人材育成の取組では、「指導者の確保・育成」、「ボランティアの確保・育成」が挙げられており、指導者やボランティアの確保・育成が求められている。

●静岡県における初級パラスポーツ指導員登録者数及び講習会受講者数の推移

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数	818 人	889 人	882 人	872 人	882 人
受講者数	84 人	29 人	16 人	38 人	32 人

注 1…講習会開催会場は全て静岡市内

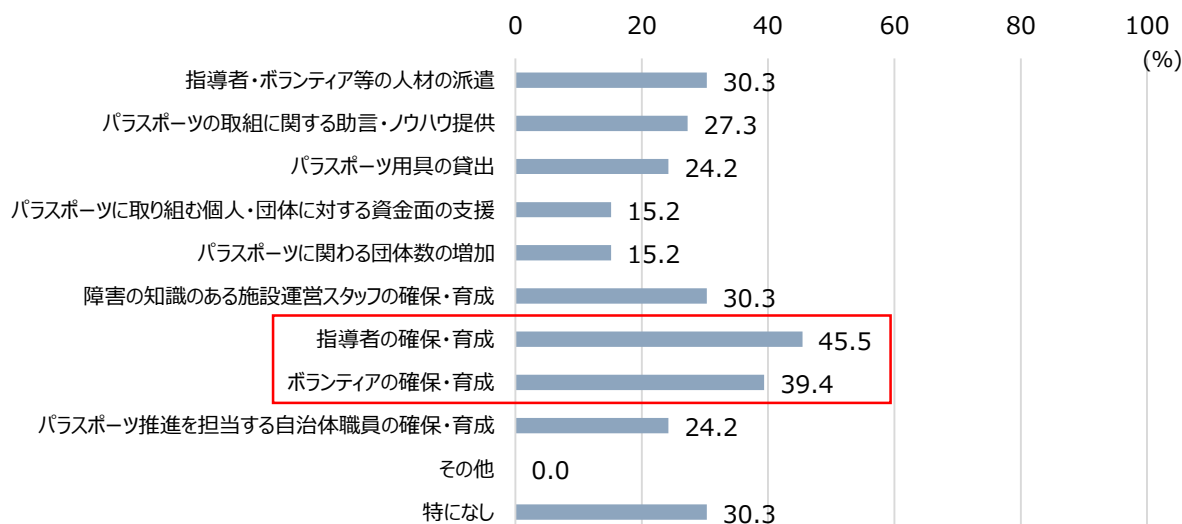
注 2…各年度 3 月 31 日時点の登録者数

注 3…R2～R4 については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、定員を 30 人（例年 100 人）とした。

●静岡県におけるふじのくにスポーツボランティアの登録数（令和 7 年 1 月末時点）

地域	東部	中部	西部	県外	合計（2025 年目標）
登録人数	264 人	148 人	147 人	141 人	700 人（750 人）

●【令和5年度市町アンケート】人材育成の取組（今後実施したい取組）※あてはまるものすべて（n=33）



【対応】

- ・ 公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会や静岡県障害者スポーツ指導者協議会が実施している指導員・ボランティアの確保・育成に関する取組との整理、役割分担を行い、指導員やボランティアの確保・育成や講習プログラムの充実に取り組む。

【想定される取組】

- ・ 初級パラスポーツ指導員養成講習会の開催を東部や西部などに広げ、受講者の拡大と県全域での指導員の充実を図る。
- ・ 公益財団法人静岡県スポーツ協会等と連携し、スポーツ全般の指導員が、障害のある人の指導方法に関する講習を受ける機会を提供する。（資格取得や更新の講習プログラムに、パラスポーツに関する内容を盛り込む（※障害者スポーツセンターが講師派遣等）。
- ・ 県で実施しているスポーツボランティア研修会における、パラスポーツに関する知識を得るためのカリキュラムを障害者スポーツセンター事務局の指導員が監修し、研修会で講師を務めることにより、スポーツボランティアの育成・資質向上を図るとともに、身近な地域の教室やイベント等でのボランティア活動を促す。

③ 地域活動支援

■ 利用実績の少ない施設における教室・イベント等の開催

【現状・課題】

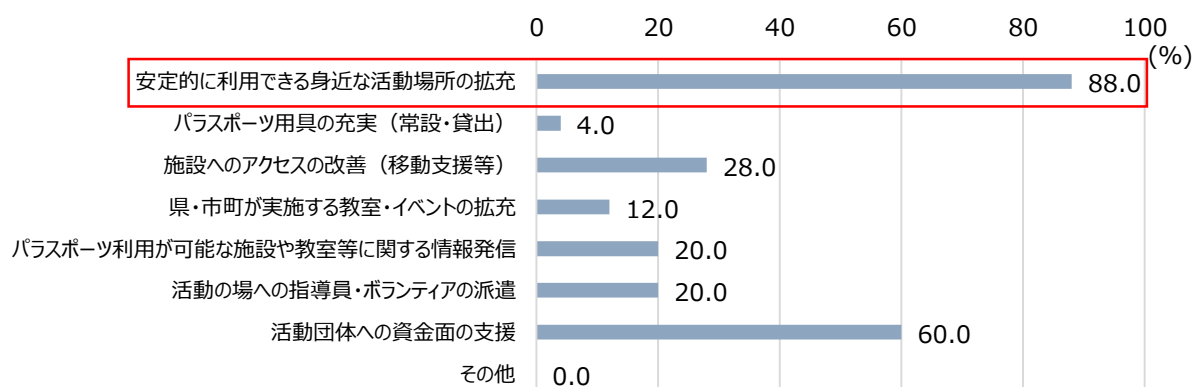
- ・ 公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会が、重度障害のある人も参加できる軽スポーツ教室や、競技別スポーツ教室を県内各地で開催しているが、市町アンケートの教室・イベント等の実施状況、実施頻度は、2つ以上実施が7市町、1つ実施が17市町、実施事業なしが11市町となっている。
- ・ 各地域に実施事業なしの市町があり、身近な地域での教室やイベントの実施が求められている。
- ・ 競技団体、活動団体アンケートのパラスポーツ環境の向上のために必要な取組では、「安定的に利用できる身近な活動場所の拡充」が求められている。
- ・ 競技団体・活動団体ヒアリングでは、施設のパラスポーツへの開放を進めるには、これまで使ったことがない施設での体験会開催等の実績積み上げが効果的ではないかとの意見があった。

●【令和6年度市町アンケート】教室・イベント等の実施状況、実施頻度 (n=35)

- ・「2つ以上実施」…7市町(20.0%)
- ・「1つ実施」…17市町(48.6%)
- ・「実施事業なし」…11市町(31.4%)

地 域	2つ以上実施	1つ実施	実施事業なし
西 部	3市町	1市町	4市町
中 部	3市町	1市町	3市町
東 部	1市町	12市町	1市町
賀 茂	0市町	3市町	3市町
合 計	7市町	17市町	11市町

●【令和6年度競技団体・活動団体アンケート】パラスポーツ環境の向上のために必要な取組 ※3つまで (n=25)



●【令和6年度競技団体・活動団体ヒアリング】活動する上での課題

- ・施設によっては、パラスポーツでの利用を断られるケースもある。各施設をパラスポーツに開放していくことが重要である。これまで使ったことがない施設で体験会を開催して、施設側も団体側も利用実績を積み上げていくことが効果的ではないか。団体の会員獲得やパラスポーツの認知拡大にもつながる。

【対応】

- ・障害者スポーツセンターの事務局で、パラスポーツの利用実績の少ない施設における教室・イベントを実施する。

【想定される取組】

- ・パラスポーツ利用実績の少ない施設において、障害者スポーツセンター事務局の指導員がコーディネーターとなり、県が作成した「障害者のスポーツ施設利用に向けたガイドブック(2024)」を活用して、教室・イベント等をモデル事業として開催する。
- ・モデル事業の実施に当たり、障害者スポーツセンター事務局の指導員は、会場施設をはじめ、教室・イベント等の開催に協力する利用団体や支援者と連携・調整を図り、会場施設が自主的な取組として実施できるように指導する。

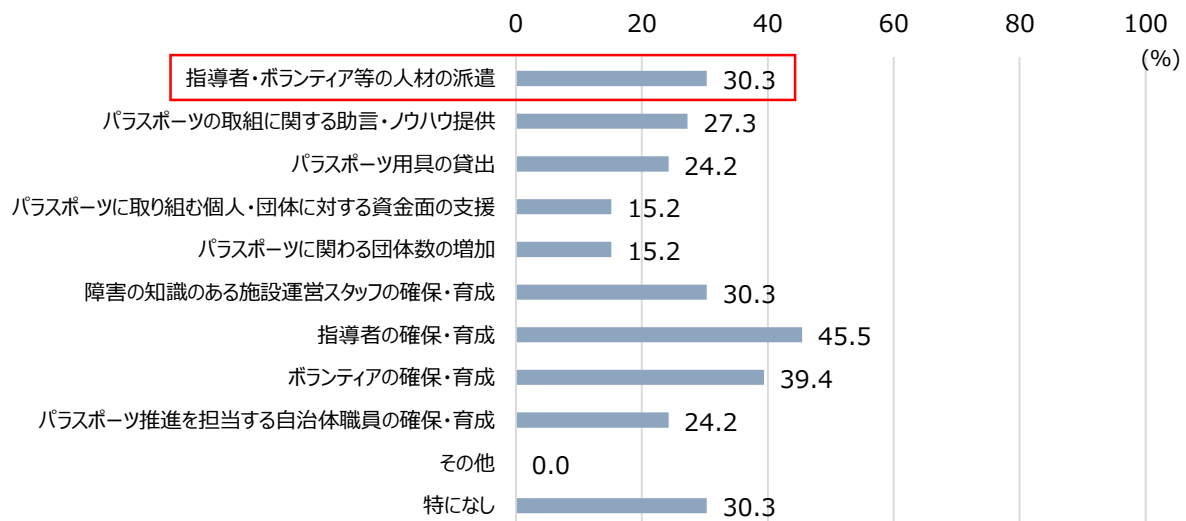
■ 地域のパラスポーツ活動への支援(利用団体と支援者のマッチング)

【現状・課題】

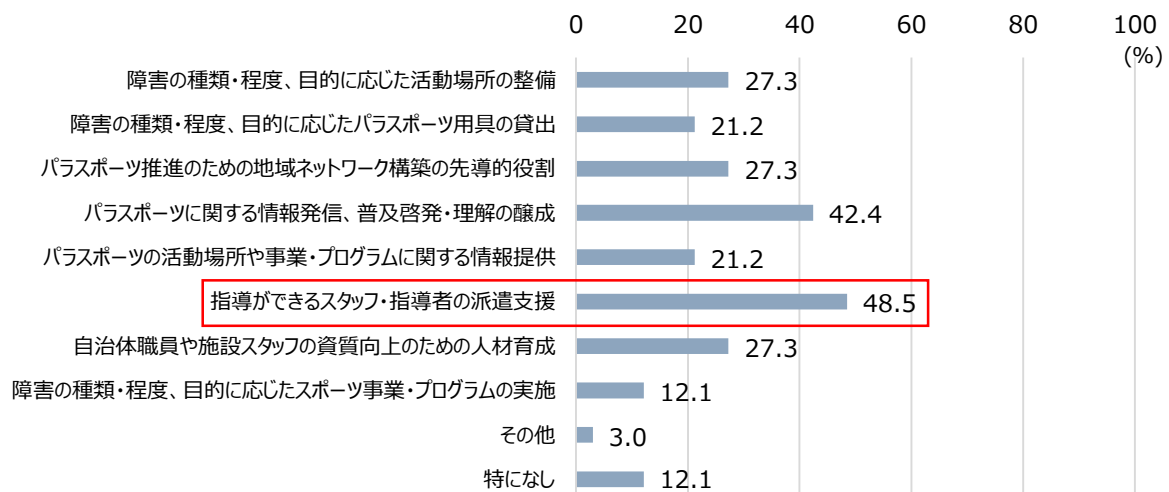
- ・市町アンケートの今後実施したい人材育成の取組では、「指導員確保・養成」、「ボランティアの確保・育成」に次いで、「指導員・ボランティア等の人材の派遣」となっており、地域のパラスポーツ活動を支える指導員やボランティアが求められている。
- ・静岡県に期待する事業では、「指導ができるスタッフ・指導者の派遣支援」が最も多い。

- ・ 教室、イベント等への指導員の参加状況では、「資格を保有している指導者が参加している」は、「活動をサポートする人が参加している」より少ない状況にある。

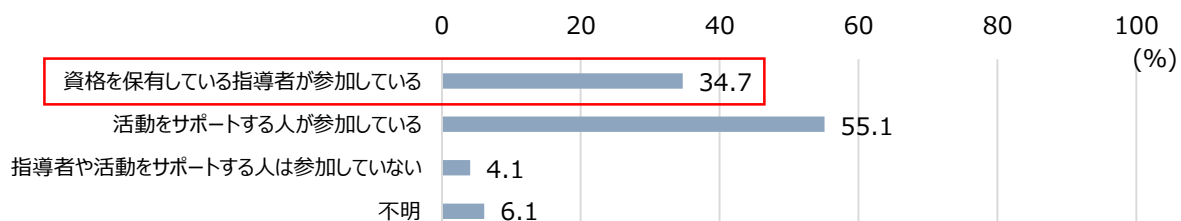
●【令和5年度市町アンケート】人材育成の取組（今後実施したい取組）※あてはまるものすべて（n=33）



●【令和5年度市町アンケート】静岡県に期待する事業 ※3つまで（n=33）



●【令和6年度市町アンケート】教室・イベント等への指導員の参加状況（n=49）※主催者回答まとめ



【対応】

- ・ 障害者スポーツセンターの事務局が、支援者（指導員・ボランティア等）と連携・調整し、利用団体を円滑に支援できるマッチングの仕組みを構築する。

【想定される取組】

- ・ 障害者スポーツセンター事務局が、初級パラスポーツ指導員やふじのくにスポーツボランティアの協力を得て、人材データベースを構築し、支援者（指導員・ボランティア等）を探している利用団体と、活動機会を求めている支援者のマッチングを行う。

■ 医療機関や学校等と連携した相談対応

【現状・課題】

- ・ 令和5年11月に開設した「ふじのくにパラスポーツ情報センター」に「パラスポーツコンシェルジュ」を配置し、パラスポーツに関する相談に応じている。
- ・ パラスポーツ情報センターでは、医療関係者や学校等と連携した相談は行われていない。

●パラスポーツコンシェルジュの相談件数（令和7年1月末時点）

- ・ 令和5年度 64件 令和6年度 274件

【対応】

- ・ ふじのくにパラスポーツ情報センターの相談機能との整理、役割分担を行い、障害のある人のパラスポーツとの接点になりやすい医療関係者や学校等と連携し、相談できる場や会を増やす。

【想定される取組】

- ・ 県内各地で、医療関係者や学校等と連携した相談会を定期的に開催する。
- ・ 相談会は、パラスポーツによる健康増進や機能回復の効果等について、専門的なアドバイスが受けられる機会とする。

(2) 人員

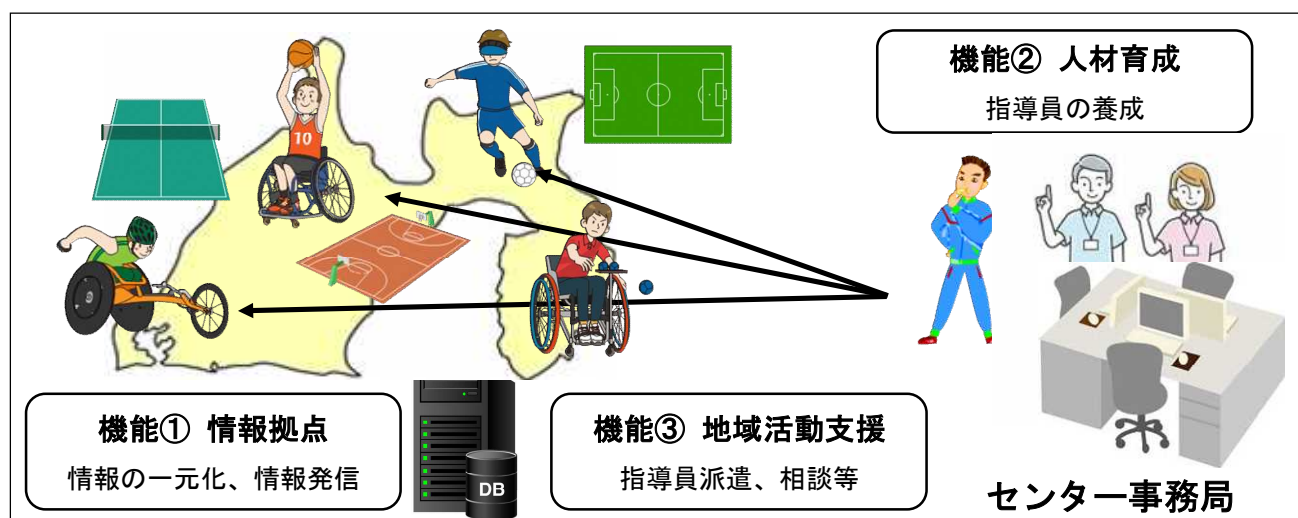
障害者スポーツセンターの事務局機能を発揮するためには、事業規模に見合った十分な職員を配置する必要がある。

ネットワークの拡大に向けた市町、民間事業者等との調整のほか、情報の一元化・情報発信、人材育成、地域活動支援を行うため、パラスポーツ指導員の資格を有する指導員・コーディネーターのほか、障害者スポーツセンターの事務作業を全般担う職員を配置する。

(3) 場所

障害者スポーツセンターの事務局は、県内各地からアクセスしやすい静岡市内に位置する県有施設等に設置することを想定する。

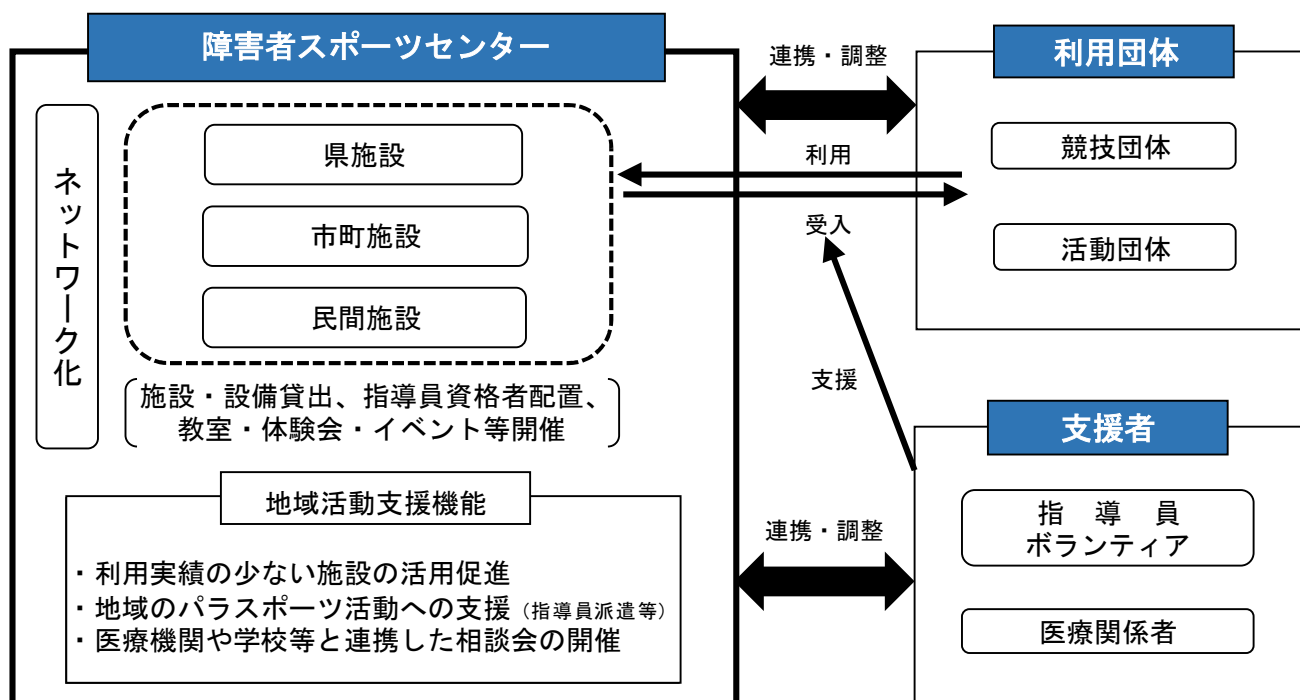
図表7 静岡県障害者スポーツセンター事務局機能のイメージ



4 施設利用促進

障害者スポーツセンターの事務局に置く機能の一つである、利用団体や支援者との連携・調整を図り障害のある人の身近な地域でのパラスポーツ活動を推進する地域活動支援機能により、県内各地にあるセンターを構成する施設の利用を促進する。

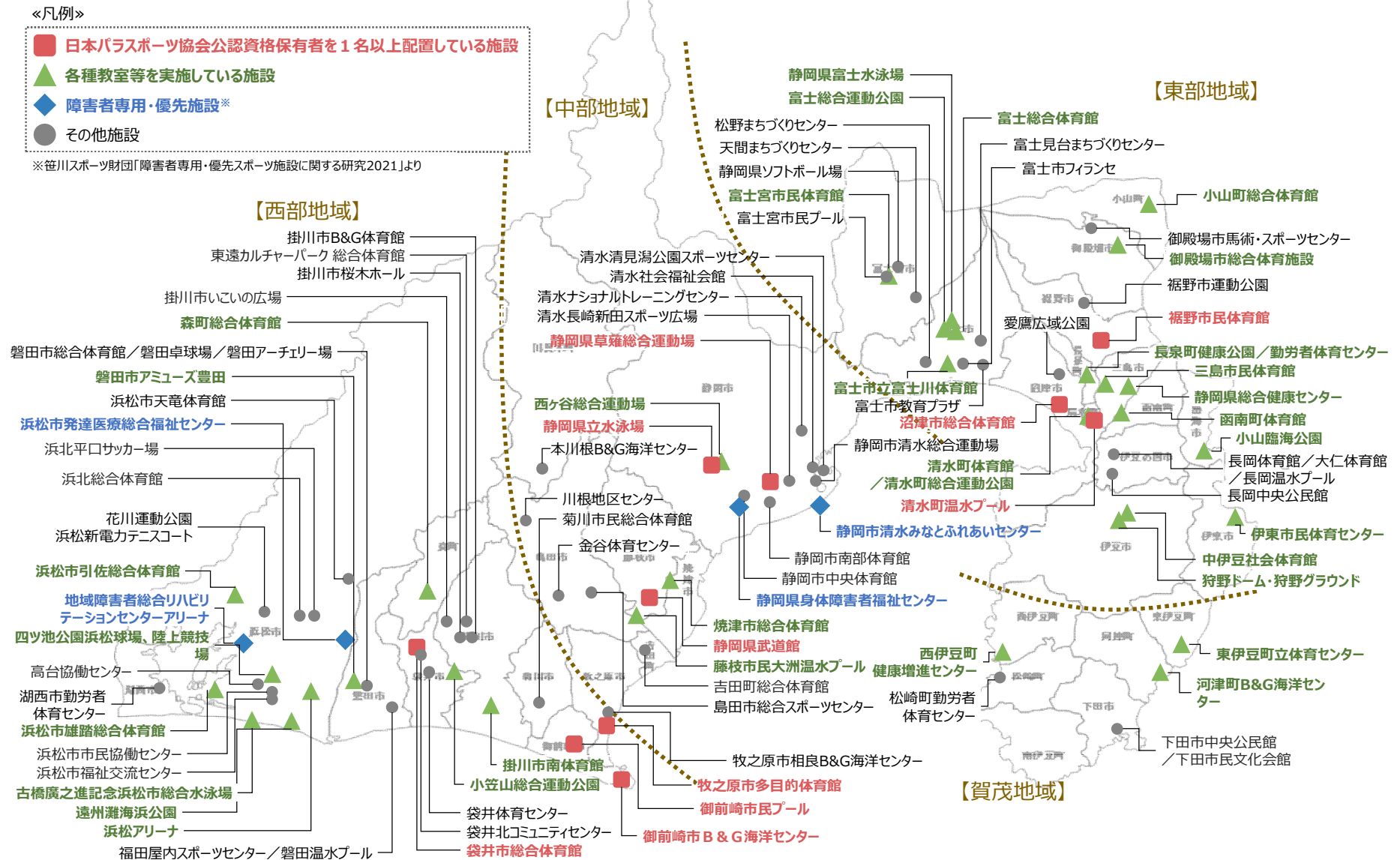
図表8 地域活動支援機能による施設利用促進のイメージ



5 その他

国や日本パラスポーツ協会と連携したパラスポーツ振興の取組は重要であるため、日本パラスポーツ協会パラスポーツセンター協議会の登録を将来的に目指す。

図表9 県内の主なパラスポーツ利用施設一覧（令和5年度、6年度アンケート調査から）



出所：（公財）笹川スポーツ財団 HP 及び県内市町、競技団体・活動団体へのアンケート調査結果をもとに作成

第4章 障害者スポーツセンターの業務開始に向けたスケジュール

障害者スポーツセンターの令和8年度中の業務開始を目指し、令和7年度からネットワーク構築、施設の利用促進に向けた調整、事務局の整備に向けた調整等の具体的な準備を進める。

■ 令和7年度（体制整備）

○ネットワークの構築

- ・施設のネットワーク参画に向けた市町、民間事業者との調整

○施設の利用促進に向けた取組

- ・施設と利用団体（競技団体、活動団体）との調整
- ・施設と支援者（指導員、ボランティア、医療関係者等）との調整

○事務局の整備

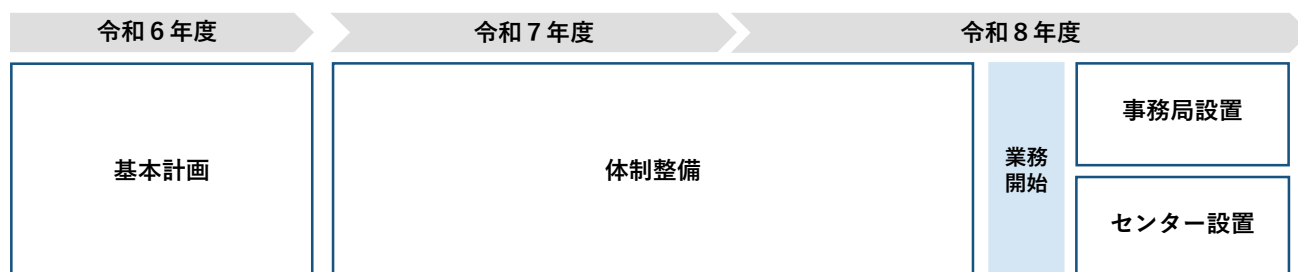
- ・事務局の設置準備（設置場所の選定）
- ・業務実施の準備（情報 DB 構築）

■ 令和8年度（事務局設置、センター設置）

○事務局の整備

- ・業務実施の準備（指導員・コーディネーター設置等）

図表 10 センターの業務開始に向けたスケジュール



参 考 資 料

【参考資料1】ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムワーキンググループ設置要綱

（設置目的）

第1条 規約第17条に基づき、静岡県パラスポーツ推進協議会が提言した取組や、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシム会員（以下「会員」という。）が抱える共通課題について、会員の知見・ノウハウを活用して、解決策等の検討を行うために、「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 ワーキンググループは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1） 環境整備ワーキンググループ
 - ・ 障害者スポーツセンターの整備に関する事
 - ・ その他パラスポーツの環境整備に関する事
- （2） アスリート強化ワーキンググループ
 - ・ 医・科学連携に関する事
 - ・ パラアスリートの支援に関する事
 - ・ その他パラアスリートの強化に関する事
- （3） 裾野拡大ワーキンググループ
 - ・ パラスポーツの普及拡大に関する事
 - ・ パラスポーツ情報センターの支援に関する事
 - ・ その他パラスポーツの裾野拡大に関する事
- （4） （1）～（3）以外の所掌事務の追加、変更が必要となった場合は、企画委員会委員長が別に定める。

（組織）

第3条 ワーキンググループは、前条のワーキンググループごとに委員8人程度をもって組織し、当該委員は、次の各号に掲げる者のうちから企画委員会において選定し、会長が委嘱する。

- （1） 障害者、パラアスリート
- （2） 障害者に関する地域ボランティア活動実践者
- （3） 民間企業関係者
- （4） 障害者競技団体関係者
- （5） 障害者スポーツ指導者
- （6） 施設管理に精通した者
- （7） 医療・リハビリの専門家
- （8） 福祉団体関係者
- （9） 学識経験者
- （10） 国、自治体関係者
- （11） その他企画委員会委員長が認めた者

2 各ワーキンググループにはグループ長を置く。

3 グループ長は、企画委員会委員を充てる。

- 4 グループ長は、ワーキンググループの事務を総括する。
- 5 グループ長に事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、委員のうちからグループ長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 各ワーキンググループには、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 7 ワーキンググループの事務事業を支援するため、静岡県スポーツ振興課職員の協力を求めるものとする。

(会議)

第4条 会議は、各グループ長が必要に応じ招集する。

- 2 グループ長が、必要があると認めたときには、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の非公開)

第5条 会議は、原則として非公開とする。

- 2 議事次第等を公開する必要がある場合には、構成員と協議の上、事務局において、発言者が特定されないよう配慮しながら、概要のみ公開する。

(報告)

第6条 各会議で協議した事項等について、グループ長が企画委員会に報告する。

(事務局)

第7条 ワーキンググループの事務局は、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム事務局に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、企画委員会委員長と協議した上、各グループ長が別途定める。

附 則

この要綱は、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムの設立の日から施行する。

【参考資料2】ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループの概要

1 ワーキンググループメンバー

(敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職	区 分
土泉 一見	静岡県スポーツ・文化観光部理事兼スポーツ局長	行政
杉山 金吾	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会専務理事	障害者 スポーツ
波多野 俊哉	静岡県障害者スポーツ指導者協議会副会長	指導者
若山 英史	静岡県障害者スポーツ応援隊	パラアスリート
大橋 弘	株式会社 VELTEX スポーツエンタープライズ顧問	民間企業
福永 秀樹	公益財団法人静岡県スポーツ協会常務理事（指定管理事業委員長）	指定管理者
能口 富	静岡市スポーツ振興課長	行政
松野 英男	浜松市スポーツ振興課長	行政
武田 保誉	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課長	行政

2 ワーキンググループの開催概要

日 程	行 程
令和6年 6月25日（火）	第1回環境整備ワーキンググループ
8月28日（水）	第2回環境整備ワーキンググループ
11月11日（月）	第3回環境整備ワーキンググループ
令和7年 2月 5日（水）	第4回環境整備ワーキンググループ

静岡県 スポーツ・文化観光部 スポーツ局 スポーツ振興課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号
MAIL sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp